

**新型コロナウイルス感染症　災害保険金等の取扱終了について（団体保険）**

新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表しますとともに、罹患された方々に、心からお見舞い申しあげます。また、現在罹患されている皆さまの一日も早いご回復をお祈り申しあげます。  
弊社では、2020（令和2）年5月より、災害による死亡等を保障する団体保険商品において、新型コロナウイルス感染症による死亡等を、災害保険金等のお支払い対象といたしておりました。  
  
このたび、2023（令和5）年5月8日より、新型コロナウイルス感染症が「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の「五類感染症」に位置づけが変更されましたが、五類感染症（季節性インフルエンザ等が該当）の性質を踏まえると、災害保障の概念に適さなくなることから、今般、団体保険においても対象商品（特約）の約款を改定し、個人保険と同様に、災害保険金等のお支払い対象外とさせていただきます。

**■改定日**

**2024（令和6）年4月1日以降、**「福祉団体定期保険」または「定期保険（団体型）」を**新規に締結または更新した契約から順次（契約応当日単位）適用**いたします。

**■改定の対象となる特約**

災害保障特約、災害割増特約、傷害特約、こども災害保障特約、こども災害割増特約  
こども傷害特約、入院給付金付災害割増特約

**■お支払い対象外となる保険金**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | **2024（令和6）年4月1日以降に到来する更新日を迎えていない契約** | **2024（令和6）年4月1日以降に新規に締結・更新する契約** |
| **死亡保険金・高度障害保険金** | お支払い対象 | お支払い対象 |
| **災害保険金・災害高度障害保険金** | お支払い対象 | **お支払い対象外** |

※新型コロナウイルス感染症を直接の原因として死亡・高度障害状態に該当した場合の、災害保障特約等（災害保険金等）がお支払い対象外となります。

**■その他**

本改定にともなう、お客さまによる契約変更のお手続きは必要ございません。また、本改定にともなう保険料の変更はありません。

本件についてご不明な点がございましたら、弊社担当営業店へお問い合わせください。